

○横浜市技能文化会館処務要綱

制定 昭和61年4月1日

最近改正 平成23年5月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市技能文化会館条例（昭和60年12月横浜市条例第44号。以下「条例」という。）及び横浜市技能文化会館条例施行規則（昭和61年2月横浜市規則第11号。以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 規則第2条第2項に規定する横浜市技能文化会館（以下「技能文化会館」という。）の開館時間を変更することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 設備点検等によりやむを得ない場合
- (2) 非常災害等が生じた場合
- (3) やむを得ず利用の延長、繰上げがあった場合
- (4) その他管理上支障があると認められる場合

2 開館時間には、利用準備及びあとかたづけの時間を含むものとする。

(休館日以外の休館)

第3条 規則第3条第2項の規定により、休館日以外の日に開館しないことのできる場合は、次のとおりとする。

- (1) 施設、設備等の点検及び改修工事等によりやむを得ない場合
- (2) 非常災害等が生じた場合
- (3) その他管理上支障があると認められる場合

(利用の申請)

第4条 規則第5条第2項に規定する利用許可の申請は、次の各号に定めるところにより利用申請者が次の各号に定めるいずれかにより行うものとする。

- (1) 申請者が、多目的ホールにあっては利用しようとする日の属する月の6箇月前の1日から15日、その他の施設にあっては利用しようとする日の属する月の3箇月前の1日から15日までの間に、横浜市市民利用施設予約システム（以下「予約システム」という。）の行う施設利用の抽選に申し込みを行い、抽選に当選し、予約システムに当選結果の確認を行った後、抽選した月の18日から末日までの間に技能文化会館に来館し、利用許可申請を提出する場合
- (2) 予約システムによる抽選後の空き施設を利用しようとする申請者が、多目的ホールに



(入館の制限)

第7条 条例第12条第1項第2号に規定する、その他技能文化会館の管理上支障があるときは、次のとおりとする。

- (1) 他人に危害を及ぼし又は秩序風俗を乱す恐れがあると認められる者
- (2) 付添いを要する幼児又は老人等で、付添人のいない者
- (3) その他管理上支障があると認められる者

(利用等の打合せ)

第8条 利用者は多目的ホールを利用する場合、利用日の14日前までに係員と利用方法その他必要な事項を打合わせなければならない。

(損傷等の届出)

第9条 利用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨及び理由を届け出て、職員の指示を受けなければならない。

(損傷等の賠償)

第10条 利用者は、自己の責めに帰す理由により、施設等を損傷又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(利用後の点検)

第11条 利用者は、施設等の利用を終了したときは、直ちに利用した施設等を現状に復し、関係職員の点検を受けなければならない。条例第11条の規定により、利用の許可を取り消され又は利用を制限若しくは停止又は行為を停止させられたときも同様とする。

(委任)

第12条 条例、規則及びこの要綱に定めるもののほか、技能文化会館の管理運営に関し必要な事項については、指定管理者が経済局長の承認を得て定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和61年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年6月24日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。